

平成 29 年

第 4 回市議会定例会 議案第 7 号

函館市地域会館条例の一部改正について

函館市地域会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 12 月 1 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市地域会館条例の一部を改正する条例

函館市地域会館条例（平成 16 年函館市条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 15 号中「函館市元村会館および」を削り、同項第 16 号を削り、同項第 17 号中「函館市島泊会館，」および「および函館市新浜町会館」を削り、同号を同項第 16 号とし、同項中第 18 号を第 17 号とし、第 19 号を削り、第 20 号を第 18 号とし、第 21 号を第 19 号とし、同項第 22 号中「函館市見日会館および」を削り、同号を同項第 20 号とし、同項中第 23 号を第 21 号とし、第 24 号を第 22 号とする。

別表第 1 中

函館市元村会館	函館市元村町 1 1 4 番地	を
函館市富浦会館	函館市富浦町 1 3 5 番地 5	
函館市島泊会館	函館市島泊町 1 1 1 番地 1	
函館市新八幡町会館	函館市新八幡町 7 1 番地 1	
函館市新浜町会館	函館市新浜町 1 7 0 番地 2	

「

函館市新八幡町会館	函館市新八幡町 7 1 番地 1	に、
-----------	------------------	----

」

函館市ポン木直会館	函館市木直町 7 2 2 番地 1	を
函館市尾札部会館	函館市尾札部町 5 7 3 番地 1	
函館市見日会館	函館市尾札部町 1 4 2 3 番地 1	
函館市黒鷲会館	函館市尾札部町 2 0 2 1 番地	

函館市尾札部会館	函館市尾札部町 5 7 3 番地 1	に、
----------	--------------------	----

函館市磯谷会館	函館市双見町 1 4 8 番地 9	を
函館市望路会館	函館市岩戸町 1 3 5 番地 4	

函館市磯谷会館	函館市双見町 1 4 8 番地 9	に
---------	-------------------	---

改める。

別表第 2 1 中「函館市元村会館および」を削る。

別表第 2 2 を次のように改める。

別表第 22 削除

別表第 2 3 中「函館市島泊会館，」および「および函館市新浜町会館」を削る。

別表第 2 5 を次のように改める。

別表第 25 削除

別表第 2 8 中「函館市見日会館および」を削る。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

元村会館，富浦会館，島泊会館，新浜町会館，ポン木直会館，見日会館，黒鷲会館および望路会館を廃止するため